

投票にはこんな方法もあります

■期日前投票

投票日に仕事、冠婚葬祭（本人・その親族）、旅行、病気や出産などで歩行が困難などの理由で投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

■代理投票・点字投票

身体障害などにより自分で投票用紙に記入ができない方は代理投票が、目の不自由な方は点字投票ができます。投票所で申し出てください。

期日前投票は市役所で



とき **4月4日(土)～11日(土)**
午前8時30分～午後8時
ところ **市役所本館1階 102会議室**
持ち物 **入場券**

(県内に転出された方は、引き続き県内に住所を有する旨の証明書)

- 入場券がなくても投票できます。投票所でお申し出ください。
- 車イスの方は本館西玄関横のスロープをご利用ください。介護が必要な方は、事前に選挙管理委員会へお申し出ください。
- 庁舎耐震補強工事中のため駐車場が狭くなり、ご迷惑をおかけしております。特に11日(土)は、混雑が予想されます。早めにお越しください。

入場券裏面にある期日前投票の宣誓書を記入してお越しください。受付がスムーズに行えます。

郵便などによる不在者投票対象者

手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で左表の項目に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便等投票証明書の交付を受けた上で、投票用紙等の交付請求を、投票日の4日前（4月8

日(水)までに行ってください。

郵便等投票証明書の交付、投票用紙等の交付請求は選挙管理委員会で行ってください。

※原則として、候補者などの氏名を自分で書くことができる方に限ります。書くことができない方には代理記載制度もありますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

■施設などで行う不在者投票

県選挙管理委員会の指定施設（病院など）に入院、入所の方は、その施設内で不在者投票ができます。施設長に申し出てください。

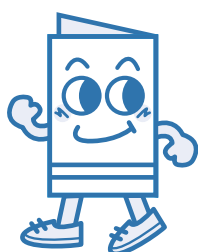
開票

とき 4月12日(日)

午後9時15分～

ところ 市民体育センター競技場
投・開票速報情報は市ホームページに掲載します。

【携帯用アドレス】
<http://www.city.gamagori.lg.jp/>
<http://www.city.gamagori.lg.jp/mobile/>



イッピーウくん